

議案第5号

鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年6月14日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第3条関係）

区分	基準
略	
利用者の処遇等	<p>1 略</p> <p>2 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>3 <u>非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>4 <u>感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p>

別表第1（第3条関係）

区分	基準
略	
利用者の処遇等	<p>1 略</p> <p>2 <u>感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>3 <u>非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</u></p>

	5 略
	6 略
略	

	4 略
	5 略
略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例別表第1利用者の処遇等の項第4号の規定の適用については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。